

お知らせ

令和6年(2024年)12月16日

報道機関各位

函館市消防本部庶務課
(22-2142)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

職員の所属等	所属 函館市北消防署 一般職 年代20代
事案の概要	令和6年2月8日、道内の教育訓練施設に出張中、訓練終了後の夜間、飲食店での飲酒により酩酊状態となり、宿泊先の寮において、出張中の他管内消防職員の腕を掴んで転倒させ、全治1か月程度の怪我をさせた。 なお、加害職員は、6月に札幌地方検察庁に書類送検され、同月、不起訴処分（起訴猶予）となっている。
処分内容	減給3月 10分の1
処分年月日	令和6年12月16日
その他特記事項	

担当 函館市消防本部庶務課

電話 (0138) 22-2142

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

職員の所属等	所属 函館市消防本部 一般職 年代30代
事案の概要	令和6年8月21日、自家用車で、寿都郡寿都町字磯谷町能津登56番地付近の国道を自家用車で走行中、警察車両に停止指示を受け、法定速度超過（30km毎時超過）で検挙されたもの。
処分内容	減給1月 10分の1
処分年月日	令和6年12月16日
その他特記事項	

担当 函館市消防本部庶務課
電話 (0138) 22-2142